

議案第13号

二宮町介護保険条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年2月22日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

介護認定審査会を安定的に運営していくために委員定数を増員するとともに、介護保険法施行令の一部改正、二宮町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の改定により保険料を変更することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町介護保険条例の一部を改正する条例

二宮町介護保険条例（平成12年二宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「21人以内」を「30人以内」に改める。

第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「28,200円」を「28,392円」に改め、同項第2号中「42,300円」を「42,744円」に改め、同項第3号中「42,300円」を「43,056円」に改め、同項第4号中「50,760円」を「56,160円」に改め、同項第5号中「56,400円」を「62,400円」に改め、同項第6号中「67,680円」を「74,880円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第7号中「73,320円」を「81,120円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第8号中「84,600円」を「93,600円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第9号中「95,880円」を「106,080円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第10号中「107,160円」を「118,560円」に改め、同号ア中「500万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第11号中「112,800円」を「131,040円」に改め、同号ア中「700万円」を「620万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第12号中「118,440円」を「143,520円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「720万円」に改め、同号イ中「除く。）」の次に「、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。」を加え、同項第13号を次のように改める。

(13) 次のいずれかに該当する者 149,760円

- ア 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

第4条第1項に次の4号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 156,000円

- ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

の

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）

(15) 次のいずれかに該当する者 162,240円

ア 合計所得金額が1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））又は次号イに該当する者を除く。）

(16) 次のいずれかに該当する者 168,480円

ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））に該当する者を除く。）

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 174,720円

第4条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「16,920円」を「17,784円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「16,920円」を「17,784円」に、「28,200円」を「30,264円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「16,920円」を「17,784円」に、「39,480円」を「42,744円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第39条第1項第1号から第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の二宮町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(議案第13号) 二宮町介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(介護認定審査会の委員の定数) 第2条 二宮町介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、<u>30人以内</u>とする。</p> <p>(保険料率) 第4条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,392円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,744円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,056円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>56,160円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>62,400円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>74,880円</u> ア (略) イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。) (7) 次のいずれかに該当する者 <u>81,120円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、<u>第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イ</u>に該当する者を除く。) (8) 次のいずれかに該当する者 <u>93,600円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額</p>	<p>(介護認定審査会の委員の定数) 第2条 二宮町介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、<u>21人以内</u>とする。</p> <p>(保険料率) 第4条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,200円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,300円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>42,300円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>50,760円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>56,400円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>67,680円</u> ア (略) イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。) (7) 次のいずれかに該当する者 <u>73,320円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。) (8) 次のいずれかに該当する者 <u>84,600円</u> ア (略) イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額</p>

改正後	改正前
<p>を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>106,080円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、<u>第12号イ</u>、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ</u>又は<u>第16号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>118,560円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>520万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ</u>又は<u>第16号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>131,040円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>620万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ、第14号イ、<u>第15号イ</u>又は<u>第16号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>143,520円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>720万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ又は<u>第16号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>149,760円</u></p>	<p>を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は<u>第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>95,880円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>400万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は<u>第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>107,160円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>500万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は<u>第12号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>112,800円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>700万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は<u>次号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>118,440円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,000万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。））</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>124,080円</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ア 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 156,000円</p> <p><u>ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 162,240円</p> <p><u>ア 合計所得金額が1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 168,480円</p> <p><u>ア 合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(17) 前各号のいずれにも該当しない者 174,720円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>17,784円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について</u>準用する。この場合において、前項中「<u>17,784円</u>」を「<u>30,264円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,920円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について</u>準用する。この場合において、前項中「<u>16,920円</u>」を「<u>28,200円</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>17,784円</u>」を「<u>42,744円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>16,920円</u>」を「<u>39,480円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ<u>又は第9号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p>